

医療費の自己負担限度額区分一覧表(前期高齢者70～74歳)

負担割合	負担区分	要件	自己負担限度額		
			外来＋入院【月額上限】 (世帯ごと)	外来＋入院【年間上限】 (世帯ごと)	外来のみ(個人ごと)
3割	現役並みⅢ <u>認定証不要</u>	住民税課税標準額が 690万円以上	270,300円＋(医療費 －901,000円)×1% ＜140,100円＞※1	1,680,000円	—
	現役並みⅡ (現役Ⅱ)	住民税課税標準額が 380万円以上690万円未満	179,100円＋(医療費 －597,000円)×1% ＜93,000円＞※1	1,110,000円	—
	現役並みⅠ (現役Ⅰ)	住民税課税標準額が 145万円以上380万円未満	85,800円＋(医療費－ 286,000円)×1% ＜44,400円＞※1	530,000円	—
2割	一般 <u>認定証不要</u>	住民税課税	61,500円 ＜44,400円＞※1	530,000円	22,000円 (年間上限額 216,000円)※2
	低所得Ⅱ (区分Ⅱ)	住民税非課税	25,700円 ＜24,600円＞※1	290,000円	11,000円 (年間上限額 96,000円)※2
	低所得Ⅰ (区分Ⅰ)	住民税非課税 (所得が一定以下※3)	15,700円	180,000円	8,000円

※1 … 診療当月を含む過去12ヶ月以内に3回以上高額療養費が支給されている場合の4回目以降の負担限度額。

ただし、一般の外来(個人ごと)のみでの高額療養費が支給されている場合は、回数に含みません。

※2 … 外来の医療費負担が年間上限を超えている場合、対象者には差額支給について年に1度通知があります。

※3 … 年金収入のみの場合、年金収入が82.65万円以下

年金と他の収入がある場合、(年金収入－82.65万円)＋(年金以外の収入－必要経費)＝0円以下

↳ 年金収入が82.65万円未満の場合は0円として計算

入院時の食事代(1食あたり) ※一部負担金には含まれません

区分	令和6年6月1日から	令和7年4月1日から	令和8年6月1日から
現役並み・一般	490円	510円	550円
区分Ⅱ	(入院90日目まで) 230円	(入院90日目まで) 240円	(入院90日目まで) 270円
	(入院91日目以降) 180円	(入院91日目以降) 190円	(入院91日目以降) 220円
区分Ⅰ	110円	110円	130円

※区分Ⅱでの過去1年間の入院日数が90日を超えた場合は、長期入院該当の申請をすることで食事代が安くなります。

～マイナ保険証をご利用ください～

マイナ保険証を利用すると、限度額認定証がなくても
高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。